

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
205	環境政策推進事業	環境政策課	環境施策に関する事項の審議結果が環境行政の運営に反映されている。	環境審議会において環境政策に関する審議を行うため、委員の委嘱、会議の運営等を行う。	環境審議会を3回開催し、適切に会議を運営しました。第2次環境基本計画の中間年の見直しを行いました。	妥当性	A	環境審議会は、環境基本法第44条及び地方自治法第138条の4及び四街道市環境審議会条例に位置づけられており、実施すべき事業です。	現行どおり	環境審議会を適切、効率的に運営します。第2次環境基本計画の進行管理を着実に進めます。
						有効性	A	環境施策に関する重要事項を審議し、適正な環境行政の運営に寄与しています。		
						効率性	A	重要事項の審議に当たり、すぐに諮問できる体制を整えていることにより、緊急性を要する案件に迅速に対応できています。		
206	環境衛生推進事業	環境政策課	四街道駅周辺をはじめとした市内全域が清潔できれいなまちになり、市民が快適に生活している。	市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するため、環境美化推進重点地区の見回りや駅前公衆トイレの衛生管理、環境美化表彰などを実施する。	市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するため、環境美化推進重点地区の見回りや駅前公衆トイレの衛生管理、環境美化表彰などを実施しました。	妥当性	A	「まちをきれいにする条例」における、市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な事業です。	現行どおり	美化推進重点地区を中心に市内の環境美化に関する施策を引き続き推進します。
						有効性	A	事業を推進することで、四街道駅周辺をはじめ市内の環境美化が維持されています。		
						効率性	A	市内の美化を進める個人、団体の活動が広がってきており、行政との連携が進んでいます。		
207	食品衛生事業	環境政策課	市民及び事業者へ食中毒防止の啓発を行うとともに、食中毒注意報及び食中毒警報の発令時はすばやく、注意喚起を行うことで市民が食の安全を確保できている。	県と連携し食中毒注意報及び食中毒警報発令時の各関係機関への周知を行う。食品営業許可継続申請の受理及び許可証の受け渡しを行う。	食中毒注意報及び食中毒警報発令時の各関係機関への周知を行うとともに、食品営業許可継続申請の受理及び許可証の受け渡しを行いました。	妥当性	A	市は管内保健所と連携し食中毒防止に努める義務があります。	現行どおり	引き続き食中毒注意報及び食中毒警報発令時の各関係機関への周知を行います。なお、食品営業許可継続申請の受理及び許可証の受け渡しの代行は、平成30年度をもって終了しました。
						有効性	A	食中毒注意報及び警報発令、食品営業許可証の発行は県の権限となりますが、市内の状況を把握する市が連携することで適切な状況判断が可能となり、市民の食の安全の確保につながっています。		
						効率性	A	食中毒注意報及び警報発令、食品営業許可証の発行は県の権限となりますが、市内の状況を把握する市が連携することで適切な状況判断が可能となり、市民の食の安全の確保につながっています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
					具体的な内容					
208	畜犬事業	環境政策課	狂犬病の予防及び人と動物が共生できる社会が形成されている。	狂犬病予防法に基づく飼犬の適性飼育の一環として、登録鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施する。また、犬及び猫の不妊手術助成金交付等を行う。	犬の登録鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施しました。	妥当性	A	犬の登録及び注射は、狂犬病予防法に基づき実施する事業です。	現行どおり	犬の登録鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施します。
						有効性	A	狂犬病発症を防止するとともに飼犬の適正飼育につながっています。		
						効率性	A	集合注射を実施することで、注射機会を拡大し実施率の向上を図っています。		
209	飲用水衛生対策事業	環境政策課	水道法等に基づき水道施設が適正に管理されている。	水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう立ち入り検査等による指導を実施しました。また適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を行う。	水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう立ち入り検査等による指導を実施しました。また適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を実施しました。	妥当性	A	水道法第39条及び四街道市小規模水道条例第8条に基づく必須事業です。	現行どおり	引き続き、水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう立ち入り検査等による指導を行います。また適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を行います。
						有効性	A	小規模水道施設の適正管理につながっています。		
						効率性	A	計画的な立ち入り調査に努めています。		
210	市営霊園管理運営事業	環境政策課	霊園の安定管理、安定運営により利用者が安心して使用している。	墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、その他霊園施設設備の保守点検等を各種専門業者に委託する事務を行う。	墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、その他霊園施設設備の保守点検等を各種専門業者に委託する事務を実施しました。	妥当性	A	墓地、埋葬等に関する法律、四街道市市営霊園条例、同条例施行規則に定められた霊園の整備業務です。	現行どおり	墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、その他霊園施設設備の保守点検等を各種専門業者に委託する事務を実施します。
						有効性	A	市営霊園の適正管理に寄与しています。		
						効率性	A	適正な整備により効率的な運営につながっています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
211	市営霊園整備事業	環境政策課	霊園を整備することにより、より多くの墓地使用者が安心して霊園を使用している。	必要に応じて改修工事等を行う。	平成30年度においては、実施しませんでした。	妥当性	A	墓地、埋葬等に関する法律、四街道市市営霊園条例、同条例施行規則に定められた霊園の整備業務です。	現行どおり	必要に応じて改修工事等を行います。
						有効性	A	市営霊園の適正管理に寄与しています。		
						効率性	A	適正な整備により効率的な運営につながっています。		
212	墓地等管理事業	環境政策課	公衆衛生上支障なく適正な墓地の使用及び改葬ができています。	墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を行う。	墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を適正に行いました。	妥当性	A	墓地、埋葬等に関する法律第5条(改葬)、第10条(経営許可等)及び四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく必須事業です。	現行どおり	墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を適正に行います。
						有効性	A	適正な事務の実施により、墓地の使用及び改葬が支障なく実施できています。		
						効率性	A	許可等の相談に適切に対応することで、その後の許可等を円滑に進めています。		
213	公害調査測定事業	環境政策課	生活環境が公害などで汚染されていないことを知り、市民が安心して生活している。	継続的な公害調査を行い、大気、河川などが汚染されていないことを確認する。	河川水質、大気環境(ダイオキシン類濃度測定)及び地下水水質の各調査を実施しました。	妥当性	A	環境基本条例第21条及びダイオキシン類から大気を守る条例第6条に基づき実施しています。	現行どおり	河川水質、大気環境(ダイオキシン類濃度測定)及び地下水水質の各調査を実施します。
						有効性	A	市内の環境状況の継続的な把握が市民生活の安心につながっています。		
						効率性	A	毎年計画的に市内の環境状況を把握し、最適に実施しています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1	
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
214	環境保全対策事業	環境政策課	環境への負荷の低減を図り、地球温暖化防止等の環境保全に資するため、住宅用太陽光発電システム設置者等に補助金を交付することで普及促進が図られている。野焼き行為、不法投棄等を防止し環境保全が図られている。	市内の生活環境保全のため野焼き行為の指導、不法投棄及び残土等の埋め立て等の監視及び指導を行う。また、環境への負荷の低減を図り、地球温暖化防止等の環境保全に資するため、住宅用太陽光発電システム及び住宅用省エネルギー設備の普及促進に向け設置者に補助金を交付する。	省エネ設備等の普及のため補助金の交付を実施しました。また、補助金交付要綱の見直しを行い、改善をしました。	妥当性 A	環境への負荷の低減、地球温暖化防止等の環境保全に資するため今後も継続して実施する必要があります。	一部改善	住宅用省エネルギー設備等設置者への補助金交付を実施します。また、補助金要綱の見直しを行うなどし、実状に則した形で改善を図っていきます。なお、小規模雨水利用設備設置者への補助金交付は元年度より廃止します。
					有効性 A	住宅用省エネルギー設備設置者等に補助金を交付することで普及促進を図り、環境への負荷の低減が図られています。また、職員による野焼き行為の指導等により、市内の生活環境保全が図られています。			
					効率性 B	住宅用省エネルギー設備設置者への補助金については県補助を活用し、実施していますが、小規模雨水利用設備設置者への補助金については市単独補助金であり、また、ここ数年において申請件数が急減したことから、ある程度の普及促進が図れたものと判断できます。			
215	公害防止対策事業	環境政策課	生活環境の保全が図られている。	自動車騒音の測定及び調査・苦情に対応するため測定機器の維持管理を行う。	自動車騒音測定評価及び騒音、振動等測定機器の維持管理を実施しました。	妥当性 A	騒音規制法第18条に基づき実施しています。	現行どおり	自動車騒音測定評価及び騒音、振動等測定機器の維持管理を行い、調査を実施します。
					有効性 A	騒音、振動等の測定機器の維持管理を行い、調査・苦情に対応しています。			
					効率性 A	最適な方法で実施しています。			
216	合併処理浄化槽普及促進事業	環境政策課	高度処理型合併処理浄化槽を普及させることで、市民の生活環境の保全及び公衆衛生が向上している。	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、し尿と雑排水を合わせて処理する高度処理型合併処理浄化槽を設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付する。	高度処理型合併処理浄化槽を設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付しました。	妥当性 A	国、県の補助制度に基づく市の補助金支出事業です。	現行どおり	高度処理型合併処理浄化槽を設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付します。
					有効性 A	高度処理型合併処理浄化槽を普及促進させることで、市民の生活環境の保全及び公衆衛生が向上しています。			
					効率性 A	市の補助金支出に係る国・県補助金の制度が確立されています。			

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
217	地下水汚染防止対策事業	環境政策課	地下水汚染対策事業を実施し、汚染状況の把握及び汚染除去作業を行い、市民が安心して生活している。	観測井戸による水質などの監視及び汚染地下水の浄化作業を行うなど、地下水汚染対策を講ずるとともに、汚染井戸の水質調査を継続する。	地下水汚染機構説明調査、汚染井戸水質調査等を実施しました。	妥当性	A	地下水汚染防止対策として観測井戸及び汚染井戸の水質調査並びに曝気処理を行い汚染の拡散を防止するための事業であり、継続して実施する必要があります。	現行どおり	物井地先の調査に加え、大日地区の汚染機構説明調査等を実施します。
						有効性	A	地下水汚染防止対策として観測井戸及び汚染井戸の水質調査並びに曝気処理を行い汚染の拡散を防止するために実施しています。		
						効率性	A	県と連携のうえ計画的に事業を実施しています。		
218	自然環境対策事業	環境政策課	河川、湖沼の水環境の改善や治水対策に取り組むことにより、水質の悪化を防止し市民が安心して生活できる。また、ホタル自生地など優良自然地の保全を行う。	印旛沼流域水環境健全化会議の活動において河川清掃等を実施する。また、ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げをする。	印旛沼流域水環境健全化会議の活動において河川清掃等を実施しました。また、ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げを行いました。	妥当性	A	印旛沼流域市町等が一体となって印旛沼浄化対策に取り組む事業であり、本市としても流域自治体として継続的に行う必要があります。	現行どおり	印旛沼流域水環境健全化会議の活動において河川清掃等を実施します。また、ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げを行います。
						有効性	A	自然環境の保全を行うことにより、市民が暮らしやすい生活環境となっています。		
						効率性	A	市職員及び市民団体等の協力により実施しており、コスト削減の余地はありません。		
219	廃棄物対策事業	廃棄物対策課	専門的知識の向上、情報の共有により、効率的かつ円滑に業務を実施する。また、ごみ処理対策委員の意見や助言を得て、効率的かつ円滑に業務を実施する。	ごみ処理施策に関する諮問事項を審議するごみ処理対策委員会を開催する。全国都市清掃会議及び千葉県環境衛生促進協議会が主催する各種研修会に参加し、法令改正や他市町村の廃棄物行政の情報提供を受ける。不法投棄の迅速な撤去を行うとともに、不法投棄対策として看板の作製、設置を行う。	ごみ処理対策委員会について諮問事項がなかったため、開催しませんでした。全国都市清掃会議及び千葉県環境衛生促進協議会が主催する各種研修会に参加し、法令改正や他市町村の廃棄物行政の情報を共有できました。通報による不法投棄の回収・撤去を行うとともに、不法投棄対策として看板の作製及び設置を行い、公衆衛生を向上できました。	妥当性	A	一般廃棄物の処理に関する事務は、自治事務として定められており、職員の専門知識の習得及び他市町村の情報収集は不可欠です。また、ごみ処理対策委員会については、各自治体により廃棄物の事情や方針が異なり、当市にとって最善の施策を検討するためには諮問等は必要です。	現行どおり	ごみの減量化・リサイクル等の施策を立案する際に必要な職員の専門知識や先進自治体の情報を得るため、研修等に参加し、当市のごみ処理行政を担う職員の人材育成に努めます。ごみ処理施策に関して意見を伺うため、ごみ処理対策委員会を開催します。また、市民からの要望に応じて、不法投棄禁止看板の作製、設置を行い、不法投棄の禁止を広く啓発します。
						有効性	A	情報の共有やごみ処理対策委員の意見により、廃棄物処理業務の効率化・円滑化がなされています。		
						効率性	A	必要最小限のコストで最適な方法で実施しています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
220	ごみ減量化・リサイクル推進事業	廃棄物対策課	循環型社会の構築に向け、3R啓発事業等を実施し、ごみの減量や資源物のリサイクルを推進する。	ごみの減量、リサイクルを推進するため、買い物袋持参運動や産業まつりにおける啓発事業を行う。再資源化物集団回収事業実施団体等に対して助成を行う。	産業まつりにおける食品ロス削減の啓発等3Rの啓発事業を実施し、ごみの減量、リサイクルを推進できました。	妥当性	A	国が推進する廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を通じ、資源の消費を減らし、環境負担の少ない循環型社会の構築には、当事業は必要不可欠です。	一部改善	令和2年9月から家庭系ごみ処理手数料制度導入に向けて、導入準備に係るスケジュールに基づき、各種委託契約締結等制度設計を進めていきます。
					また、令和2年9月から家庭系ごみ処理手数料制度の導入に向けて、区・自治会単位や公共施設を利用した市民説明会の実施及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の改正をしました。	有効性	A	おおそごみ減量傾向にあり、成果は上がっているものと考えます。市民活動が活発になるに伴い、行政へのニーズも増大するものと考えられることから、当事業を更に拡充していく必要があると考えます。		
						効率性	B	循環型社会の構築に向けて各施策の拡充により、市の費用負担は増大しますが、家庭系ごみ処理手数料制度や民間事業者等によるリサイクルを活性化させる事により、行政によるごみ処理経費やリサイクル費用の負担が軽減されれば、将来的にトータルコストは削減される可能性があると考えます。		
221	次期ごみ処理施設整備事業	廃棄物対策課	次期ごみ処理施設等の整備を行い、市民が安心・安全に生活できる。	将来にわたって安定的なごみ処理を実現するための施設整備について、関係自治会等と協議を行う。また、次期ごみ処理施設等用地の維持管理を行う。	早期操業に向け、埋蔵文化財調査、都市計画決定及び生活環境影響調査が完了しました。なお、ごみ処理施設の整備・運営を行う事業者の決定に係る入札については、土壌汚染対策を進める必要が生じたことから、中止いたしました。	妥当性	A	一般廃棄物の処理等のためには、新たなごみ処理施設の整備が必要不可欠です。	一部改善	次期ごみ処理施設等用地内で行った土壌調査結果を踏まえ、千葉県及び指定調査機関の指導を仰ぎながら、早期操業に向け、土壌汚染対策について検討してまいります。
						有効性	B	新たなごみ処理施設の整備は、将来にわたって安定的なごみ処理を実現するために必要不可欠な事業です。そのため、早期操業に向け、土壌汚染対策について検討する必要があります。		
						効率性	A	ごみ処理施設の整備及び運営をDBO方式（民間事業者）に施設の設計・建設と運営・維持管理を一括で担わせる方式）にて行うことにより事業費の削減に努めます。		
222	ごみ処理施設周辺対策事業	廃棄物対策課	次期ごみ処理施設等の整備を行い、市民が安心・安全に生活できる。	次期ごみ処理施設等用地周辺地域からの要望に答えるとともに、次期ごみ処理施設の円滑な推進に向けて取り組む事ができました。		妥当性	A	新たなごみ処理施設の整備には、関係自治会等との協議が必要不可欠です。	現行どおり	ごみ処理施設の操業及び整備においては、何より地元地区のご理解を得ることが最重要課題であり、協議並びに交渉を真摯に進めていきます。
						有効性	A	新たなごみ処理施設の周辺の整備は、将来にわたって安定的なごみ処理を実現するために必要不可欠な事業です。		
						効率性	A	ごみ処理施設の操業及び整備においては、何より地元地区のご理解を得ることが最重要課題であり、協議並びに交渉を真摯に進める必要があります。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
223	地域農業振興特別融資制度推進事業	産業振興課	農業制度資金が適正かつ円滑に融資運営されるとともに農業者の経営が安定している。	農業制度資金を利用した農業者及び農業団体に対し利子補給を実施する。地域農業振興特別融資制度推進会議を運営する。	利子補給を行うことで農業者の経営の安定化に寄与しました。	妥当性	A	四街道市農業近代化資金利子補給条例や四街道市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の規定により利子補給を行っています。	現行どおり	農業制度資金を利用した農業者及び農業団体に対し、利子補給を実施します。 なお、農業経営基盤強化資金に係る利子補給については、平成30年度で対象者への利子補給が終了となったため、令和元年度からはなくなります。（平成24年度以降の新規貸付決定分に対しては、制度改正により全額国庫負担となっています。）
						有効性	A	農業制度資金が適正かつ円滑に融資されることで、本制度を利用する農業者等の経営の安定につながっています。		
						効率性	A	市だけではなく国や県も利子補給していますが、本制度を利用する農業者も応分の負担はしています。		
224	農産物生産等支援育成事業	産業振興課	農産物の生産性が向上し、経営の安定が図られ、農政に関する情報提供や地区・地域の連絡調整ができる。また、農産物生産団体の事業の円滑化と組織の強化が図られている。	農林業に関する調査、研究、研修及び啓発などの事業に対し、各農業団体等への補助金等を交付する。また、農作物の生産性向上のため水稲病害虫防除や有害鳥獣捕獲を行う。	有害鳥獣捕獲事業では、鳥類・小型獣ともに目標数に届かないものの農作物の被害防止に一定の効果がありました。また、千葉みらい農業協同組合等の農業関係団体に対し、補助金や負担金を交付しました。	妥当性	A	有害鳥獣捕獲事業は、鳥獣保護法に基づき実施しています。また、有害鳥獣による各種被害が報告されており、農作物等への被害防止の観点から本事業を継続して実施することは必要です。	現行どおり	農林業に関する調査、研究、研修及び啓発などの事業に対し、各農業団体等への補助金等を交付します。また、農作物の生産性向上のため水稲病害虫防除や有害鳥獣捕獲を行います。
						有効性	A	継続して捕獲することにより、被害防止には一定の効果が見られます。		
						効率性	A	鳥類の捕獲数は、銃器による鳥類の捕獲を限られた予算の中で年2回実施し、効果的な捕獲を行っています。		
225	市民農園事業	産業振興課	市民が野菜などの栽培を通じて自然にふれあうこととレクリエーションの場として、農業への理解を深められ、環境が保全されている。	野菜などの栽培を通じて自然にふれあうこととレクリエーションの場として、また、農業への理解を深める機会として市内3か所の市民農園の貸出しを行う。	利用者の高齢化等により、利用者数が年々減少しました。また、平成30年度に農園の一部を土地所有者に返還し、利用区画数を見直しました。	妥当性	A	市民が気軽に安心して農産物栽培ができ、農業への理解を深める場として、市直営の市民農園は必要です。	現行どおり	市民農園利用者の高齢化等により、年々利用率が低下していることから、市政だよりや市ホームページ等の広報を活用して新たな利用者を開拓します。
						有効性	A	自然にふれあうこととレクリエーションの場として、また、農業への理解を深める機会として、市民農園を利用してもらうことで、農業への関心・理解を高めることにつながっています。		
						効率性	A	市民農園の利用状況を調査し利用区画数を減らすなど工夫し、農地の借上料や管理委託料の削減に努めています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
					具体的な内容					
226	水田農業振興事業	産業振興課	売れる米づくりを基本として、消費者、市場重視の米づくりにより、農業経営が安定し、生産調整が円滑に行われている。	水田の転作現地確認及び奨励補助金を交付、経営所得安定対策等事業、土地改良水田維持に対する補助を行う。	飼料用米や米粉用米等の主食用米以外の作付を行う農家等はいませんでした。耕作台帳システムを利用することで、水田の作付や転作の配分管理を適切に行いました。	妥当性	A	主食用米を安定的な価格で供給するには、国策である米の転作事業（経営所得安定対策等事業）を推進する必要があります。	現行どおり	飼料用米や米粉用米等の主食用米以外の作付を行う農家等に対し、国の経営所得安定対策等事業やその他の補助事業により支援します。
						有効性	A	各農家における水稲の作付面積は小さく、自家消費のために米を栽培している農家がほとんどですが、一部の農家では主食用米から飼料用米等への転換につながっています。		
						効率性	A	水稲の作付面積が1ヘクタール未満の農家が多い本市では、効率的かつ効果的な農作業は難しいですが、規模拡大を図る農家への農地集積が進むことで効率が上がります。また、国主導で転作事業を推進していることから、国補助は今後も期待できます。		
227	農業振興地域整備計画事業	産業振興課	農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の整備と保全が図られ、生産基盤の整備が進められ、生産性の高い農業が確立されている。	優良農地の整備・保全等、農業振興のため、農業振興地域整備計画を策定する。また、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外手続や農用地区域外確認を発行する。	農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域区域証明、同区域外の確認事務を適切に行いました。	妥当性	A	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外手続や農用地区域区域証明、同区域外の確認事務は必要です。	現行どおり	農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域区域証明、同区域外の確認事務を適切に行います。
						有効性	A	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外手続や農用地区域区域証明、同区域外の確認事務を適切に行っています。		
						効率性	A	農用地区域からの除外手続や農用地区域区域証明、同区域外の確認事務については、業者等からの依頼等に基づき適宜対応しています。		
228	畜産支援事業	産業振興課	生産者の経営の安定化及び畜産物の安全性の確保が図られている。	畜産に関する調査、研究、研修及び啓発などの事業に対し、畜産団体に補助金を交付するとともに、伝染病の発生予防及び蔓延防止の対策を実施する。	家畜伝染病の予防接種と継続的な畜舎消毒の実施により、家畜伝染病の発生を防止することができました。	妥当性	A	畜産農家の育成や経営の安定化のためには、畜産農家や関係団体への支援は必要です。	現行どおり	家畜伝染病に関する補助を行うとともに、畜産事業等に対し支援を行います。
						有効性	A	家畜伝染病の予防接種や畜舎消毒への支援により、畜産農家の経営の安定化や畜産物等の安定供給につながっています。		
						効率性	A	国、県、畜産団体等が実施する各種事業の動向を注視しながら効率的かつ効果的な事業実施に努めています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
					具体的な内容					
229	農業経営基盤強化促進事業	産業振興課	農用地の利用集積により、営農意欲の高い農業者の農業経営の効率化や規模拡大が図られている。	農業者から提出される、安定的な農業経営の基礎となる農業経営改善計画を審査し、認定農業者の認定を行う。	経営改善・効率化に意欲ある農業者等が作成した農業経営改善計画について、新規1件、再認定3件を認定しました。	妥当性	A	効率的かつ安定した農業経営を営む農業者等の育成を図るため、事業の推進が必要です。	現行どおり	経営改善・効率化に意欲ある農業者を認定農業者に誘導するとともに、認定農業者に認定農業者推進事業補助金を交付し、農業経営の改善に必要な機械・施設整備を支援します。
						有効性	A	認定農業者は、国の補助制度が活用でき、施設や機械の整備や資金面で優遇されることから、認定農業者の育成を推進することは有効です。		
						効率性	A	経営改善・効率化に意欲ある農業者を認定農業者に誘導することにより、農業経営の改善を図っています。		
230	農道整備事業	産業振興課	農作業の効率化や地域住民の生活環境が向上している。	農家組合等からの要望により、未舗装軟弱道路の農道舗装の実施や表面の荒れた砂利農道に農道整備用砕石を配布する。	農道補修工事については、吉岡地先の農道を実施するとともに、舗装工事については、山梨地先の農道を実施しました。また、農道整備用砕石については、希望する農家組合に配布しました。	妥当性	A	農作業時の安全や効率化を図るためには、継続して農道舗装や補修、砕石の配布を実施する必要があります。	現行どおり	農家組合等からの要望により、未舗装の農道や軟弱、劣化した農道を舗装・補修します。
						有効性	A	農道を整備することにより、農作業時の安全や効率化につながっています。		
						効率性	A	整備が必要な農道を順位付けし、予算を配分することで、効果的な事業実施に努めています。		
231	農地保全管理事業	産業振興課	高齢化、混住化の進行で集落機能が低下し農地の保全管理が困難となっているため、地域ぐるみでの農地の保全管理や耕作放棄地拡大抑制の事業を行い良好な農地が保全されている。	国制度の多面的機能支払交付金事業（旧農地・水・環境保全向上対策事業）及び環境保全型農業直接支援対策事業交付事務、耕作放棄地対策事業として補助金の交付事務を行う。	地域農業者が協力して農業用排水路や農道等の草刈、泥上げ等を行う多面的機能支払交付金事業や減農薬等に取り組む環境保全型農業直接支援対策事業の実施者に対して交付金を交付しました。	妥当性	A	良好な農村環境の維持のためには、地域農業者が協力して実施している活動への支援は必要です。	現行どおり	多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支援対策事業の交付事務を行います。
						有効性	A	事業実施により、農村機能が適切に維持されています。		
						効率性	A	国の事業である多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支援事業を効果的に活用しています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
232	林業振興事業	産業振興課	森林整備を計画的に実施することや適正な指導による森林の保全などを行うことで、適切な林業経営、災害などの被害防止、緑豊かな生活環境が保たれている。	森林整備事業への補助金事務、伐採届の受理、小規模林地開発行為に伴う意見書の提出、緑の募金運動を実施する。	植林・下刈・枝打・間伐の作業を行った実施者に対して、森林整備事業補助金の交付を行いました。緑の募金については、目標額を上回る募金額を集めることができました。	妥当性	A	水源涵養や土砂の流出防止など、森林が持つ公益的機能を発揮させるために森林整備事業は必要です。	現行どおり	森林保全や整備にかかる事業に対して支援を行います。
						有効性	A	森林整備事業を実施することで、森林の荒廃化防止につながっています。		
						効率性	A	森林整備事業補助金を交付することで、効果的な森林整備が図られています。		
233	保存樹木樹林等保存選定事業	産業振興課	保存価値の高いものの樹種が稀なものの樹木を保存、管理することにより、緑化が保全されている。	四街道市樹木・樹林等保存要綱に基づき、保存樹木等の選定を行う。	指定されている保存樹木・樹林の管理者からの相談等について適切に対応しました。	妥当性	A	四街道市保存樹木、樹林保存要綱に基づいた樹木の保全は必要です。	現行どおり	指定されている保存樹木、樹林の保全に努めます。
						有効性	A	市が保存樹木、樹林に指定することにより、安易な伐採の防止や、保存価値の高いものや樹種が稀なもの等の保存・管理が適切に行われています。		
						効率性	A	保存樹木、樹林の管理助成金は平成27年度に廃止しましたが、その後も管理者によって適切に管理されています。		
234	農業施設災害復旧事業	産業振興課	災害により破損した農業目的道路及び公共施設などを被害状況の把握及び復旧を支援することで、安定した農業経営ができている。	被害発生した農道、農地の調査・報告・復旧支援を行う。	平成30年度に被害発生した農道等はありませんでした。	妥当性	A	台風や地震等の災害により破損した農道等の施設を復旧するために必要な事業です。	現行どおり	台風や地震等の災害により被害が発生した農道等の農業施設について、現地確認、調査、復旧等を行います。
						有効性	A	被害が発生した場合には適切に対応しています。		
						効率性	A	被害が発生した場合には適切に対応しています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
235	商工業振興促進事業	産業振興課	商工業の振興を促進することで、地域経済が活性化されている。	大規模小売店舗立地法や中心市街地の活性化に関する事項、商工近代化及び開発促進に関する事項の諮問を行う附属機関の運営を行う。	大規模小売店舗の届出があり、商工開発促進審議会を開催し、答申を得ることができました。	妥当性	A	大規模小売店舗の立地による周辺環境への影響に配慮するためには、審議会を通じて、様々な市民意見を集約する必要があります。	現行どおり	大規模小売店舗の届出により、商工開発促進審議会を開催し、大規模小売店舗出店等に係る周辺環境への影響等について意見を集約します。
						有効性	A	審議会を通じて、様々な市民意見を集約することにより、大規模小売店舗の立地による周辺環境への影響に対する配慮につながっています。		
						効率性	A	市民意見を集約するにあたり、学識経験者や公募による市民などにより構成されている審議会を通じて、効率的な実施に努めています。		
236	中小企業資金融資事業	産業振興課	融資及びその借入により生じる利子に対し支援を講じることで、中小企業の育成振興が図られている。	中小企業の育成と振興のため、中小企業者への資金融資及びその利子補給を行う。	本制度の適切な運営を図ることで、利用者の円滑な資金調達を実現し、経営安定化及び事業拡大等に寄与しました。	妥当性	A	中小企業の育成振興を図るため、市が関与すべき事業です。	一部改善	中小企業者等に対する資金の貸付を円滑にするため、貸付金融機関にその資金源を預託します。また、融資申込者に対する経営の診断を中小企業経営診断顧問に委託します。中小企業者等が利用しやすいように、利用期間や貸付資金の見直しを必要に応じて検討します。
						有効性	B	制度を利用したい事業者に向け、国、県及び他市町村が実施する融資制度の動向を注視しながら、必要に応じて改善を図り、利用しやすい制度としていきます。		
						効率性	A	利用者は、国、県及び市で実施する融資制度からどの制度を利用するか選択できることから、国、県の制度と連携し、効果的に実施しています。		
237	産業まつり実施事業	産業振興課	市内の農産物、商工業製品等の展示及び即売等を通じて産業の発展状況を広く市民へ紹介することにより、生産者・商工業者と消費者との相互理解が深められている。	農林業団体、商工業団体、消費者団体等で構成される四街道市産業まつり実行委員会とともに、産業まつりを開催する。	生産者、商工業者及び消費者の交流促進を図るとともに、市の産業振興に寄与することができました。	妥当性	A	一次産業としての農業、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業など、異業種交流の場として、市内産業の活性化のため、必要な事業です。	一部改善	市内外から産業まつりへの来場者増に繋がるよう、産業まつり実行委員会において、事業の効率性等の観点から見直しを検討します。
						有効性	A	市内の事業者や団体が一同に会する場を設けることで、消費者にとっては、市内産業の発展状況について知ることができ、また、農商工業者にとっては、異業種交流の場として、市内産業を盛り上げていく機運が高められ、相互理解が深まっています。		
						効率性	B	必要最低限の経費支出に努めているところですが、さらなる経費節減に努めていきます。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
					具体的な内容					
238	商工振興支援事業	産業振興課	各種商工団体等の活動を支援することで、地域の商工業の振興が図られている。	地域の総合的な経済団体である商工会及びその他の団体の円滑な活動を支援するとともに、活動への助言、意見交換等を行う。	各団体の活動が効果的かつ適切に行われることで、地域経済の活性化に寄与することができました。	妥当性	A	地域の商工業振興や地域の経済活動の維持・向上を図るため、市が関与すべき事業です。	現行どおり	商工業の活性化を図るため、各種商工団体に対して支援を行います。
						有効性	A	各種商工団体の活動に対して、補助金を交付することにより、安定した団体活動や地域と団体との交流が図られ、商工振興につながっています。		
						効率性	A	補助率を設定するなど、自主性や自立性を促進することにより、効果的に実施しています。		
239	中心市街地等活性化事業	産業振興課	中心市街地が活性化することにより、地域経済の活性化が図られている。	中心市街地の活性化に向け、空き店舗等活用事業補助金等を交付する。	中心市街地活性化のため、空き店舗活用する事業者に対し補助金を交付するなど制度の適切な運用をしました。	妥当性	A	賑わい等を創出している中心市街地を活性化させるため、市が関与すべき事業となっています。	現行どおり	中心市街地の活性化を図るため、空き店舗等活用補助制度を運用します。
						有効性	A	市内にある空き店舗等が減少するように補助制度を活用してもらうことで、賑わい等を創出し中心市街地及び地域の活性化につながっています。		
						効率性	A	市内にある空き店舗が解消できるよう利用しやすい補助制度を設けるとともに、市政だよりなどを通した周知を図り、効率的な事業の促進に努めています。		
240	企業誘致事業	産業振興課	既存企業の育成と併せて、企業立地動向を把握することにより、立地希望企業へ良好な立地環境が提供できる環境が整備されている。	既存企業の育成と併せて既存企業の状況及び企業立地動向を把握するとともに、千葉県指定団地協議会の事業に参加し、情報を得るなど他市町村の環境整備の情報を把握し、調査研究を行う。	企業交流会や会社への個別訪問等による情報収集及び誘致活動を行いました。	妥当性	A	雇用や自主財源の確保を図るため、地域の特性を生かした企業誘致活動を推進する必要があります。	一部改善	企業交流会や会社への個別訪問等による情報収集及び誘致活動を行います。企業誘致の促進に向け、進出企業に対する優遇措置等を検討していきます。
						有効性	A	異業種交流の場への参加や企業への戸別訪問、金融機関との連携など、継続的な企業誘致活動を行い、企業誘致の促進に努めています。		
						効率性	B	企業誘致の促進に向け、進出企業に対する優遇措置を検討する必要があります。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
				具体的な内容						
241	労働行政事業	産業振興課	労働に関する情報、求人情報などを提供することで、市民が就業に向けた活動ができています。	千葉県やハローワーク、ジョブカフェ千葉等との連携を図り、就労支援のためのセミナーの開催や労働関係の情報及び雇用情報の提供を行う。	3市連携による就労支援セミナーを高齢者または女性を対象に開催し、雇用の促進を行いました。	妥当性	A	市民の安定した生活基盤を支える事業であり、継続して実施する必要があります。	現行どおり	国・県の雇用、労働等に関する情報の提供を行います。また、3市連携事業を継続するとともに、庁内各課と連携を図りながら、就労支援のためのセミナーや説明会を開催します。
						有効性	A	外部機関との連携によるセミナー開催や情報提供を実施することで、すぐに雇用に結びつくものではありませんが、継続的に事業を展開し、雇用機会の促進に努めています。		
						効率性	A	国、県及び庁内各課との連携を図ることで、雇用、労働等に関する情報発信を効率的に実施しています。		
242	観光支援事業	産業振興課	団体の活動等を通じて、観光のPRが円滑に展開できるよう支援することにより、四街道市の観光が周知されている。	観光事業の振興のため、市内の観光資源について環境対策を実施する。また、ちば観光プロモーション協議会を通じて四街道市及び四街道市の地元産業のPRを行うとともに、着地型旅行商品の研究・開発を行う。	昨年引き続き、地方創生推進交付金事業として、鹿放ヶ丘地区等の地域資源を活用した魅力創出事業を実施しました。また、行事・祭事等に対して観光的な側面からサポートを行うことで、市の知名度向上につながりました。	妥当性	A	人口減少時代に突入し、将来的な税収減が見込まれるため、市の魅力を創出し、市内外に向けて情報発信を行うことで、交流人口の促進を図る必要があります。	現行どおり	昨年度まで実施していた鹿放ヶ丘地区も含め、行事・祭事等に対して観光的な側面からサポートを行うことで、市の知名度向上を図ります。
						有効性	A	観光まちづくりを実践することで、来訪者を市内各所へ集散往來させることにより、地域活力の向上につながっています。		
						効率性	A	地域主体で事業が推進できるよう、地域住民等で構成される組織と連携を図り、地域資源を活用しながら、効率的に取り組んでいます。		
243	消費者教育推進事業	産業振興課	消費者団体への支援を行うことなどにより、自立した賢い消費者が育成されている。	消費生活に必要な情報や知識を提供するため、各方面の専門家などを招き、講座・イベントの開催、消費生活展、啓発資料の広報などとおして、消費者啓発を行う。	市民の消費生活に関する知識や情報を提供することにより、賢い消費者としての意識の向上につながりました。	妥当性	A	消費生活に関するさまざまな知識を提供するため、必要な事業です。	現行どおり	消費生活講座や子ども消費者教室、消費生活展を継続して開催し、消費生活の啓発を行います。
						有効性	A	消費者教育を行うことにより、賢い消費者の育成が図られることで、詐欺や悪徳商法などの被害防止につながっています。		
						効率性	A	消費者の要望を踏まえつつ講座計画をすることにより、効率的な事業実施が図られています。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
						具体的な内容				
244	消費者保護事業	産業振興課	消費生活に関する相談等を行うことにより、一般消費者の利益が保護されている。	消費生活上の被害を未然に防止する啓発活動を行うとともに、多様化する消費生活相談に対するアドバイスや、和解の仲介を行う消費生活センターを運営する。	消費生活センターに消費生活相談員を配置して、契約上のトラブルや消費生活に関する相談に対応し、安全な消費生活を推進できました。	妥当性	A	消費生活に関するトラブルは多重債務問題も含め多種多様であり、かつ複雑化しています。今後もトラブル解決に向けて、消費生活センターの機能の強化・充実をしていくことで消費者の保護を行っていく必要があります。	現行どおり	相談員の資質向上に努め、電話及び来所の相談を行います。
						有効性	A	消費生活に関するトラブルの相談に対し、消費生活相談員による適切な助言をすることにより、解決が図られています。		
						効率性	A	有資格の消費生活相談員を配置することにより、効率的な事業実施が図られています。		
245	食育推進事業	産業振興課	食育基本法第18条によって規定されている食育推進計画を策定する。	近年、食生活をめぐる環境の変化に伴い、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが喫緊の課題となっていることから、食育に関する施策や事業を推進する。	平成30年度中に食育推進計画を策定しました。	妥当性	A	国の食育基本法に基づき、食育推進計画を策定することになっています。	現行どおり	食育推進計画に基づいた各種施策を、各担当部署で取り組みます。
						有効性	A	食育推進計画を推進することは、市民一人ひとりが正しい食生活を身につけ、健全な食生活を実践することにつながっています。		
						効率性	A	食育推進計画の施策を推進することは、市民の健康増進に寄与し、医療費の抑制にもつながることから、効果が期待できます。		
246	森林ボランティア養成事業	産業振興課	森林所有者とともに森づくりをサポートする森林ボランティアを養成するため、森林ボランティア養成講座を開催します。	枝打ちや間伐など、森林の管理に必要な基礎的知識習得の為に講義と、刈り払い機やチェーンソー等の操作実習を行います。	森林ボランティア養成講座を3回開催し、森林ボランティアの確保に努めました。	妥当性	A	森林所有者の高齢化等により、森林を整備する担い手が不足する中、市民を森林ボランティアとして養成することは森林の荒廃化を防止する上で必要です。	現行どおり	森林の管理に必要な基礎的知識の習得のための講義と、チェーンソー等の機械の操作実習を行う養成講座を開催し、森林整備の担い手となる森林ボランティアを養成します。
						有効性	A	水源涵養や土砂の流出防止など、森林が持つ公益的機能を発揮させるために、森林ボランティアを活用した森林整備は有効です。		
						効率性	A	森林ボランティアが、高齢化した土地所有者に代わって森林整備に従事することで、作業効率のアップが期待できます。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1		
					事業成果	事業の評価		事業の方向性	事業の展開方針	
					具体的な内容					
247	クリーンセンター管理運営事業	クリーンセンター	適切な運転管理及び施設維持管理業務により、ごみの適正な処理を図るとともに、周辺環境への影響を防止することができる。	ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の適正な維持管理と周辺環境への影響防止のため、施設の運転管理及び保守点検・整備を行う。	施設の保守点検及び整備修繕を実施したことにより、安定した施設運転ができました。また、測定では規制基準を満たすことができ、周辺環境への影響を防止することができました。	妥当性	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の処理については市町村の責務となっているため、必要な事業です。	現行どおり	設備機器の突発的な故障への対応を速やかにを行い、安定的な施設運営を行います。
						有効性	A	施設設備の保守点検等が計画的に実施されており、施設の安定的な運転管理がされています。		
						効率性	A	施設の経過年数等を考慮すると、本来であれば基幹改修工事を行う必要がありますが、必要最低限の修繕を実施することにより、コスト削減に努めています。		
248	廃棄物収集運搬処理処分事業	クリーンセンター	集積所回収をはじめとする廃棄物の収集運搬、中間処理、リサイクル、最終処分を適正に行うことにより、市民が清潔な環境で安心して生活を送れている。	市で発生したごみを、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック・ビニール類、資源物、有害ごみ等に区分して収集・運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理・処分を行う。	市で発生したごみを、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック・ビニール類、資源物、有害ごみ等に区分して収集・運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理・処分を行うことで市民が清潔な環境で安心して生活を送ることに貢献できました。	妥当性	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の二第1項（市町村の責務）により、必要な事業です。	現行どおり	市民が清潔な環境で安心して生活ができるよう、引き続き廃棄物の安定継続的な処理を行います。
						有効性	A	ごみの適正処理が行われることで清潔で快適な市民生活が送れています。		
						効率性	A	効率的なごみの処理処分を行っています。		
249	ゴミゼロ運動事業	クリーンセンター	散乱する空き缶等の市内一斉清掃を行うことにより、ゴミの散乱防止と自然環境及び街の美観が守られている。	自然環境と街の美観の保持を目的とし、多数の市民の参加による市内一斉清掃を春に実施する。	市民と共同で作業を行うことにより自然環境や町の美観が守られ、清掃活動に対する意識を向上させることができました。	妥当性	A	県が行うイベントに同調して行うイベントで必要不可欠です。	現行どおり	平成30年度より年一回（春のゴミゼロ運動）に限定したため、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう広く周知し、実施してまいります。
						有効性	A	市民の環境保全や美化意識を向上させる効果があります。		
						効率性	A	秋のゴミゼロ運動を廃止したことにより、コスト削減を行いました。		

令和元年度事務事業評価シート（平成30年度実施事業）

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	H30			R1	
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針
250	地区清掃収集処理事業	クリーンセンター	市民がそれぞれ行う清掃活動によって生じるゴミを収集することで自然環境及び街の美観が守られると共に、住民の意識の向上が図られている。	市民がそれぞれの地区で行う側溝の清掃などの際に生じる泥や草の収集を行う。	妥当性	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の二第1項（市町村の責務）により、必要な事業です。	現行どおり	地区清掃を実施する事で自然環境や街の美観が守られるとともに清掃活動に対する意識の向上が図られるため、多くの市民の皆様に参加していただけるよう広く周知し、実施してまいります。
					有効性	A	地区清掃を実施する事により、市民の美化意識を向上させるとともに災害対策や防犯上有効です。		
					効率性	A	市職員で対応できる場所は作業を行い、コスト削減を心掛けています。		
251	不法投棄廃棄物処分事業	クリーンセンター	市内に不法に投棄された廃棄物を撤去し、適正に処理することで市民の生活環境保全が図られている。	定期的に行う職員によるパトロール及び市民等から通報を受けた不法投棄ごみの調査を行い、市の施設で処理が可能なものは職員が撤去する。なお、それ以外の適正処理困難物は業者により撤去を行う。	妥当性	A	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の二第1項（市町村の責務）により、必要な事業です。	現行どおり	不法に投棄されたごみを迅速かつ適正に処理することで市民の生活環境の保全が図られるため、不法投棄が発生した場合は、迅速かつ適正に処理を行います。
					有効性	A	市民からの要望に迅速に対応することで適正な処理が行われることで安全な市民生活が送れています。		
					効率性	A	市職員が作業の合間で収集するなど効率的な処理を行っています。		